

奈良県告示第三百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和五年二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
まゆみクリニク	生駒市真弓二丁目四番五号	令和五年一月一日
プラム歯科	天理市西井戸堂町四五〇二一三 号室	令和五年一月一日
U D e n t a l C l i n i c 生駒郡法隆寺院	生駒郡斑鳩町法隆寺東二丁目一 二八	令和五年二月一日